

4月から国民年金保険料の額が変わります

平成20年度の国民年金保険料は14,410円です。保険料は納付期限までに納めましょう。



納付書で保険料を納めているかたの場合

社会保険庁から4月上旬に平成20年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いします。

ただし、19年度に免除などが承認されているかたは、免除期間終了後に納付書が送付されます。

〈問合せ〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

口座振替を利用して納めているかたの場合

平成20年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は送付されません)
なお、振替方法の変更を希望されるかたは届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

※「毎月納付(当月振替)」、「6カ月前納」、「1年前納」をされるかたには、保険料の割引があり大変お得です。ぜひ、ご利用ください。(割引額については毎年見直し定められます)

●引き落とし日

引き落とし日は毎月末日、前納の場合は、毎年4月末(1年前納または6カ月前納)および10月末(6カ月前納)となります。末日が土曜日、日曜日、祝祭日などで金融機関が休みの場合は、翌月の最初の金融機関営業日になります。

●振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分と併せて2カ月分の振替を行います。再振替により振替ができなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくことになります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取り扱いができなくなり、毎月納付の口座振替として、当月分を翌月末に引き落とししていくことになります。(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)



本当に怖い煙

羽島郡広域連合
☎388-1195

火災による死者の大部分は煙によるものです。煙は思ったよりずっと速く進み、横方向より上方向に進むスピードが速いのです。

目に見える煙、見えない煙(有毒ガス)の危険を常に心にとどめ、煙に対する正しい避難方法を理解しておいてください。

1. 煙の中を避難する時は、できるだけ姿勢を低くし、煙を吸わないようにする。
2. バンカチやタオルを水に濡らして軽くしぼり、口と鼻にあてる。(近くに水がない場合は、無理に濡らす必要はありません)
3. 呼吸は小さく鼻から行い、煙を深く吸い込まないようにする。
4. 走ったり騒いだりすると、深く呼吸をして煙を吸い込むので注意する。
5. 着替えなどに気を取られ

ることなく、すばやく逃げる。
6. 一度外に出たら、絶対に中に戻らない。
消防法の改正により、住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。先に義務化されているアメリカでは普及率が90%を超え、火災による死者の減少に大変な効果をもたらしています。

自分の身を守るためにもできるだけ早く、住宅用火災警報器の取り付けをお願いします。

